

【請求書の様式】（地方自治法施行令第 172 条、同施行規則第 13 条）

那須烏山市職員措置請求書

1 請求の要旨

- (1) 誰が、いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているのか、  
又は行なうことが予測されるのか。
- (2) その「財務会計上の行為又は怠る事実」は、どのような理由で違法又は不当な  
のか。
- (3) その結果、那須烏山市にどのような損害が生じているのか、又は生じることが  
予測されるのか。
- (4) 上記（1）（2）で特定した違法又は不当な「財務会計上の行為又は怠る事  
実」  
について、どのような措置を請求するのか。
- (5) 財務会計上の行為から 1 年経過後に請求する場合は、その正当な理由。

について記載してください。

2 請求者

住 所

職 業

氏 名（※自署）

印

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を  
請求します。

令和 年 月 日

那須烏山市監査委員 あて

※ 氏名は自署（視覚障がいの方は、公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己  
の氏名を記載することを含む。）してください。

※ 縦書きでも構いません。

## 住民監査請求の要件

住民監査請求は、那須烏山市の住民であれば一人でも行えますが、地方自治法第242条などで定められた、次の要件を満たしている必要があります。

### 1 住民監査請求を行うときの書面

住民監査請求は「那須烏山市職員措置請求書」と題した書面（以下「請求書」といいます。）で行うこととされています。（地方自治法施行令第172条）  
請求書の様式は、地方自治法施行規則第13条により定められています。

### 2 請求者の住所・職業・氏名の記載及び押印

請求書には、請求される方の住所・職業・氏名の記載と押印が必要です。  
なお、氏名は自署（請求される本人が書くこと。）が必要です。

### 3 事実を証する書面（事実証明書）

請求書には「情報公開請求により入手した資料」や「新聞記事の写し」など、違法又は不当な財務会計上の行為などの「事実を証する書面」の添付が必要となります。

監査委員は、提出された「請求書」と「事実を証する書面」のみで、監査を行う必要があるかどうかの判断を行います。

### 4 住民監査請求の請求者

請求される方は、那須烏山市の住民であることが必要です。

那須烏山市の住民であれば、外国籍の方や法人（会社、NPO法人など）でも請求できますが、個人の場合は意思能力、行為能力を持っていること（未成年者、成年被後見人や被保佐人の場合は、法定代理人の同意等を得ること。）が必要です。

※ また、いわゆる「法人格なき社団」も、その代表者による請求ができますが、法人格なき社団としての実態を備えていること（事務局、会計などを定める会則を整備しているなど）や活動実績があることなどの証拠となる書類を提出してください。

## 5 住民監査請求の対象となる行為を行った者

請求される方は、住民監査請求の対象となる下記6に記載している対象事項について、その行為を行った（又は行おうとしている）者、責任のある者が次の誰なのかを特定できる程度に示していただく必要があります。

- (1) 市長
- (2) 委員会（那須烏山市教育委員会など）
- (3) 監査委員
- (4) 職員（那須烏山市○○課長×××など）

※ 市議会や議員は対象となりません。

## 6 住民監査請求の対象事項

対象となる事項は、次の違法又は不当な那須烏山市の「財務会計上の行為又は怠る事実」です。

### (1) 財務会計上の行為

- 1 公金（委託費、補助金など）の支出
- 2 貢産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- 3 契約（売買、工事請負など）の締結、履行
- 4 債務その他の義務の負担（借入など）

[以上が「当該行為」といわれます。]

※ 当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含みます。

### (2) 財務会計上の怠る事実

- 5 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収を怠るなど）
- 6 貢産の管理を怠る事実（市有地や市債権の保全管理を怠るなど）

[以上が「怠る事実」といわれます。]

なお、請求される方は、「請求書」及び「事実を証する書面」において、監査委員が特定して認識できる程度に、この対象となる事項（いつ、どのように行われ、又は行われようとしているのか）を示していただく必要があります。

## 7 損害発生の可能性

住民監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為などがあっても、那須烏山市に財産的な損害の発生について可能性があると認められない場合は、行うことができないとされています。

請求される方は、上記6に記載している対象事項のうちから指摘した事項により、どのような損害が発生し又は発生しようとしているのか、請求書において示していただく必要があります。

## 8 求める必要な措置

住民監査請求において、どのような措置を求められているかは、監査委員に判断を求めるこの重要な部分となります。

請求される方は、上記6に記載している対象事項のうちから指摘した事項について、次のどの措置を求めるのか、その具体的な内容を請求書において示していただく必要があります。

- 1 「違法又は不当な財務会計上の行為」を防止するために必要な措置
- 2 「違法又は不当な財務会計上の行為」を是正するために必要な措置
- 3 「違法又は不当な財務会計上の怠る事実」を改めるために必要な措置
- 4 「違法又は不当な財務会計上の行為」又は「違法又は不当な財務会計上の怠る事実」によって那須烏山市が被った損害を補填するために必要な措置

## 9 請求期間

財務会計上の行為（上記6の1.から4.まで）を監査請求の対象とされる場合は、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から、1年を経過すると住民監査請求を行うことができません。

ただし、1年を経過したことに正当な理由があると認められるときは請求を行うことができますので、請求書において、正当な理由を示していただく必要があります。

なお、財務会計上の怠る事実（上記6の5.及び6.）については、その事実が継続している限り、請求期間の制限はありません。

※ 財務会計上の怠る事実の原因が、財務会計上の行為（上記 6 の 1. から 4. まで）である場合は、その財務会計上の行為について、請求期間の制限（原則 1 年未満）を満たしている必要があります。

## 参考資料

### ○地方自治法

#### (住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人(以下本条において「請求人」という。)に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- 5 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならない。
- 6 監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 7 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。
- 8 第三項の規定による勧告並びに第四項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 9 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

## ○地方自治法施行令

(住民による監査請求)

- 第百七十二条 地方自治法第二百四十二条第一項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもつてこれをしなければならない。
- 2 前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

## ○地方自治法施行規則

[措置請求書等の様式]

- 第十三条 地方自治法施行令第百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

(別記様式)

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書様式（第十三条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書

都（何道府県）知事（何委員会若しくは委員又は職員）〔何郡（市）町（村）長  
（何委員会若しくは委員又は職員）〕に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨.....

.....  
二 請求者

住所 職業 氏名 印  
(住所) (職業) (氏名) (印)

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な  
措置を請求します。

平成何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕監査委員あて

備考 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名  
を記載することを含む。）すること。